

第十回国会  
衆議院  
法務委員會議録  
第九号

昭和二十六年三月十四日(水曜日)  
午後一時三十六分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君  
理事 押谷 富三君 理事 北川 定務君  
理事 田嶋 好文君 理事 猪俣 浩三君  
鍛冶 良作君 佐藤 昌三君  
花村 四郎君 牧野 寛榮君  
松本 弘君 眞鍋 勝君  
上村 進君 加藤 充君

出席政府委員

法務總裁 大橋 武夫君  
法務府次官 高木 松吉君  
法務府法制 野木 新一君  
意見第四局長  
委員外の出席者  
参考人(警視總監) 田中 榮一君  
参考人(警視 庁刑事部長) 古屋 亨君  
専門員 村 敦三君  
専門員 小林 貞一君

三月十三日

委員梨木作次郎君辞任につき、その補欠として加藤充君が議長の名で委員に選任された。

三月十三日

有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)少年院法の一部を改正する法律案(宮城タマヨ君外三名提出、参法第六号×予)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
小委員の補欠選任

有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)  
犯罪捜査及び人権擁護に関する件

○安部委員長 これより会議を開きます。

日程に入ります前に、まず小委員の補欠選任に関する件についてお諮りいたします。すなわち昨十三日、梨木作次郎君が委員を辞任せられ、その補欠として加藤充君が委員に選任せられたのであります。梨木君は戸籍法改正に関する小委員、住民登録法案起草に関する小委員、及び商法の一部を改正する法律改正に関する小委員でありましたので、それらの小委員の補欠選任を行わねばなりません。この補欠選任につきましても、委員長において、それらの各小委員に加藤充君を御指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければ、小委員に加藤充君を指名いたします。

○安部委員長 それではただいまより本日の日程に入ります。まず有限会社法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。野木政府委員。

有限会社法の一部を改正する法律案

有限会社法の一部を改正する法律案

有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する

る。  
第四条中「及第五十七條乃至第六十一條」を「第五十七條、第五十八條及第六十一條」に改める。  
第七條第一号を次のように改める。

一 削除  
第八條第二項中「遺産相続」を「相続」に改める。  
第九條中「一萬元」を「十萬元」に改める。  
第十條中「百円」を「千円」に改める。

第十三條第二項第六号中「又ハ取締役が支配人ト共同シ」を削る。  
第十五條中「監査役」を削る。  
第十六條を次のように改める。

第十六條 前二條ニ定ムル社員ノ義務ハ之ヲ免除スルコトヲ得ズ  
前條ニ定ムル取締役ノ義務ハ總社員ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第十九條 社員ハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他ノ社員ニ譲渡スルコトヲ得  
社員ハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザル者ニ譲渡セントスルトキハ会社ニ對シ書面ヲ以テ譲渡ノ相手方、譲渡サントスル出資口數及譲渡價格ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知アリタルトキハ社員總會ハ第四十八條ニ定ムル決議ニ依リ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ得

社員總會ガ第二項ノ通知アリタル日ヨリ二週間内ニ前項ノ指定ヲ為サザル場合及同項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ガ決議ノ日ヨリ一週間内ニ第二項ノ社員ニ對シ書面ヲ以テ譲受ノ申出ヲ為サザル場合ニ於テハ同項ノ社員ハ其ノ通知ニ係ル譲渡ノ相手方ニ對シテ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得但シ其ノ價格ハ第二項ノ通知ニ係ル譲渡價格ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ申出期間内ニ同項ノ申出ヲ為シタル者數人アルトキハ第二項ノ社員ハ其ノ申出期間經過ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ一人ヲ選択シ申出ヲ為シタル者ニ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ選択セラレタル者其ノ通知アリタル日ニ於テ譲受人トナル

前項ノ場合ヲ除キ第四項ノ申出期間内ニ同項ノ申出ヲ為シタル者ハ其ノ期間經過ノ日ニ於テ譲受人トナル

前二項ノ場合ニ於テハ別段ノ合意ナキ限り第二項ノ通知ニ係ル價格ヲ以テ譲受價格トシ持分ノ移轉ハ代金支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

譲渡ニ因リ社員ノ總數ガ第八條第一項ノ規定ニ依リ制限ヲ超ユル場合ニ於テハ遺贈ノ場合ヲ除クノ外其ノ譲渡ヲ無効トス第二項若ハ第四項但書ノ規定ニ違反シ又ハ同項ノ申出アリタルニ拘ラズ社員ニ非ザル者ニ對シテ為シタル持分ノ譲渡亦同ジ

第二十三條第二項中「第一項」を削る。  
第二十五條の次に次の一條を加える。  
第二十五條ノ二 二人以上ノ取締役ノ選任ニ付テハ定款ヲ以テ累積投票ニ依ルベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

商法第二百五十六條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第二十七條の次に次の二項を加える。  
取締役數人アルトキハ各自会社ヲ代表ス

前項ノ規定ハ定款若ハ社員總會ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルハ、數人ノ取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メ又ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第二十七條の次に次の一條を加える。  
第二十七條ノ二 会社ガ取締役ニ對シ又ハ取締役ガ会社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ社員總會ノ定ムル者会社ヲ代表ス

第二十九條及第三十條を次のように改める。  
第二十九條 取締役ガ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ為スニハ社員總會ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事實ヲ開示シ其ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認許ハ第四十八條ニ定ムル

決議ニ依ルコトヲ要ス

取締役が第一項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ社員總會ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス

第三十條 前項第一項及第二項ノ規定ハ取締役が会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓受ケ会社ニ對シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓渡シ会社ヨリ金錢ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ規定スル場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ

第三十條ノ次に次の二條を加える  
第三十條ノ二 左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配當セラレタル額、第二号及第三号ニ在リテハ会社ガ蒙リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責任ヲ負フ

一 第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十九條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配當ニ關スル議案ヲ總會ニ提出シタルトキ

二 第二十九條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキ

三 法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ

前項ノ行為ヲ為スニ付之ニ同意シタル取締役ハ其ノ行為ヲ為シタルモノト看做ス

第一項ノ取締役ノ責任ハ該社員ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第三十條ノ三 取締役が其ノ職務ヲ行フニ付惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ對シテモ亦連帶シテ損害賠償ノ責任ヲ重要ナル事項ニ付第四十三條第一項ニ掲グル書類若ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十九條ノ五ノ附屬明細書ニ虛偽ノ記載ヲ為シ又ハ虛偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦同

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條 次ノように改める。  
第三十一條 社員ハ会社ニ對シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得  
商法第二百六十七條第二項第三項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第三十一條ノ次に次の二條を加える  
第三十一條ノ二 取締役が会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル處アル場合ニ於テハ社員ハ会社ノ為取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第三十一條ノ三 取締役ノ職務遂行ニ關シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルニ拘ラズ社員總會ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數ヲ有スル社員ハ三十日以内ニ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請

求スルコトヲ得  
商法第八十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第三十二條 次ノように改める。  
第三十二條 商法第三十九條第二項第七十八條、第二百五十四條第一項第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十七條第一項、第二百五十八條、第二百六十二條、第二百六十六條ノ二及第二百六十九條乃至第二百七十一條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス  
第三十四條 次ノように改める。  
第三十四條 第三十條ノ二第三項、第三十條ノ三、第三十一條、第三十一條ノ三並ニ商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十七條第一項、第二百五十八條、第二百六十九條、第二百七十四條乃至第二百七十八條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス  
第三十六條 次ノ一條を加える  
第三十六條ノ二 取締役が總會ヲ召集スルニハ其ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス  
第三十七條 第二項を次のように改める。  
前項ノ規定ハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ゲズ  
第三十七條 次ノ一條を加える。  
商法第二百三十七條第二項第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第三十八條 次ノ一條を加える  
第三十八條ノ二 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外該社員ノ議決權ノ過半数ヲ要ス

有スル社員出席シ出席シタル社員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

第四十條 第一項第一号中「一部」を「重要ナル一部」に改め、同条同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。  
前項ノ行為ノ要領ハ第三十六條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十一條 次ノように改める。  
第四十一條 商法第二百三十四條、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第三項乃至第五項、第二百四十條第二項、第二百四十一條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條ノ二乃至第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ社員總會ニ之ヲ準用ス  
第四十四條 次ノ一條を加える  
第四十四條ノ二 資本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數ヲ有スル社員ハ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得  
會社ハ定款ヲ以テ各社員ガ前項ノ請求ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第四十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ商法第二百九十九條ノ五ノ規定ハ之ヲ準用セズ  
第四十五條 第三項中「監査役アルトキハ監査役、監査役ナキトキハ」を削る。  
第四十六條 第一項を次のように改める。  
商法第二百八十二條、第二百八十

三條第一項、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十八條、第二百八十八條ノ二、第二百八十九條第一項本文第二項、第二百九十條、第二百九十三條ノ五、第二百九十三條ノ六第二項及第二百九十三條ノ七ノ規定ハ有限会社ノ計算ニ之ヲ準用ス  
第五十二條 次ノ一條を加える  
第五十二條ノ二 資本増加ノ場合ニ於テ出資ノ引受ヲ為シタル者ハ出資ノ払込ノ期日又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ給付ノ期ヨリ利益ノ配當ニ付社員ト同一ノ權利ヲ有ス  
第五十三條 第一項中「資本増加ノ登記」を「資本増加ニ因リ變更ノ登記」に改め、同條第二項を削る。  
第五十三條ノ次に次の一條を加える  
第五十三條ノ二 資本ノ増加ハ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ  
第五十四條 次ノ一條を加える。  
第五十四條 第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第五十五條 及び第五十六條を次のように改める。  
第五十五條 資本増加後仍引受ナキ出資アルトキハ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス  
資本増加後仍出資全額ノ払込又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ給付ハ未済ナル出資アルトキハ取締役ハ連帶シテ其ノ払込又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ  
第五十六條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

三條第一項、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十八條、第二百八十八條ノ二、第二百八十九條第一項本文第二項、第二百九十條、第二百九十三條ノ五、第二百九十三條ノ六第二項及第二百九十三條ノ七ノ規定ハ有限会社ノ計算ニ之ヲ準用ス  
第五十二條 次ノ一條を加える  
第五十二條ノ二 資本増加ノ場合ニ於テ出資ノ引受ヲ為シタル者ハ出資ノ払込ノ期日又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ給付ノ期ヨリ利益ノ配當ニ付社員ト同一ノ權利ヲ有ス  
第五十三條 第一項中「資本増加ノ登記」を「資本増加ニ因リ變更ノ登記」に改め、同條第二項を削る。  
第五十三條ノ次に次の一條を加える  
第五十三條ノ二 資本ノ増加ハ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ  
第五十四條 次ノ一條を加える。  
第五十四條 第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第五十五條 及び第五十六條を次のように改める。  
第五十五條 資本増加後仍引受ナキ出資アルトキハ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス  
資本増加後仍出資全額ノ払込又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ給付ハ未済ナル出資アルトキハ取締役ハ連帶シテ其ノ払込又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ  
第五十六條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十六條 資本増加ノ無効ハ第四

十三條ノ規定ニ依リ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為シタル日より六月内ニ訴ヲ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ社員又ハ取締役ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得  
商法第二百八十條ノ十六、第二百八十條ノ十七第一項及第二百八十條ノ十八ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條中「第三百五十二條、第三百五十八條第一項、第三百七十一條、第三百七十二條、第三百七十三條第一項及第三百七十四條」を削る。

第六十三條中「第二百二條乃至第二百一十一條」を「第二百二條乃至第二百五條、第二百八條乃至第二百一十一條」に改める。

第六十五條第一項中「監査役」を削る。

第六十七條第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ組織變更ニ際シテ発行スル株式ノ発行価額ノ總額ハ会社ニ現在スル純財産額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六十七條第四項中「第六十五條」を削り、「第二百九條第三項」を「第二百九條第四項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

第六十五條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於テ会社ニ現在スル純財産額ガ組織變更ニ際シテ発行スル株式ノ発行価額ノ總額ニ不足スルトキニ之ヲ準用ス  
第六十九條第一項第四號を次のよ

うに改める。

四 削除  
第七十一條の次に次の一條を加える。

第七十一條ノ二 左ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數ヲ有スル社員ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 会社ノ業務ヲ執行上著シキ難局ニ達シ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ  
二 会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失當ニシテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ

商法第二百二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第七十四條第二項中「監査役又ハ」を削る。

第七十五條第二項を次のように改める。

第二十七條乃至第二十八條、第三十條乃至第三十一條ノ二、第三十五條、第三十六條ノ二、第三十七條第一項及第四十四條ノ二並ニ商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百三十七條第二項第三項、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條、第二百六十六條ノ二、第二百六十九條乃至第二百七十一條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條、第二百八十三條第一項、第二百八十四條、第二百九十三條ノ五及第二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用

ス

第七十七條第一項及び第二項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十一條第一項」に、同條第一項中「五千円」を「三十万円」に改める。

第七十八條第一項中「三千円」を「二十万円」に改め、同條第二項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十一條第一項」に改め、「第二百七十二條第一項」を削る。

第七十九條中「三千円」を「二十万円」に改める。  
第八十一條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第八十二條第一項中「千円」を「五万円」に改め、同項第二号中「訴ノ提起又ハ」を「訴ノ提起、第三十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十八條第二項ニ定ムル訴訟参加」に改め、「社員ノ權利ノ行使の下に」又ハ第三十一條ノ二ニ定ムル權利ノ行使を加える。

第八十五條第一項中「五千円」を「三十万円」に、同項第三号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄写」に、同項第十号中「又ハ商法第三十三條第一項ノ帳簿」を「商法第三十三條第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十一号中「又ハ監査役ノ報告書」を「監査役ノ報告書又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十三号中「第二百八十八條第一項又ハ第二百八十九條」を「第二百八十八條、第二百八十八條ノ二又ハ第二百八十九

條第一項本文第二項」に改め、同項第二十一号中「又ハ第二項を削り、同條第二項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十一條第一項」に改める。

第八十六條中「千円」を「五万円」に改める。

### 附則

（施行期日）  
第一條 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

（定義）  
第二條 この附則で、「新法」とはこの法律による改正後の有限会社法を、「旧法」とは従前の有限会社法を、「新商法」とは商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七號）による改正後の商法を、「旧商法」とは従前の商法をいふ。

（原則）  
第三條 新法は、特別の定めがある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

2 新法にて、いふ定款の定め及び契約の事項は、新法施行の日から、その効力を失う。

（解散命令）  
第四條 新法施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第四條において準用する旧商法第五十八條に定める事件及びその事件に関連する同條に定める事件については、新法施行後も、なお従前の例による。その事件について請求を却下された者の責任については、同様とする。

（訴の提起等についての担保）  
第五條 解散命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に関する旧商法の規定は、新法施行前に供した担保に關してのみ準用する。

（資本の總額及び出資一口の金額の制限）  
第六條 新法施行前に成立した有限会社については、新法施行後も、なお旧法第九條及び第十條の規定を適用する。

（取締役の行為の責任）  
第七條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお従前の例による。

2 新法施行後に前項の責任を免除する場合には、その免除については、同項の規定にかかわらず、新法を適用する。

3 新法施行後に第一項の責任を追及する訴を提起する場合には、その訴についても、前項と同様とする。

（取締役に対する訴及び訴の提起を請求した社員責任）  
第八條 新法施行前に、旧法第三十一條の規定又は旧法第三十二條において準用する旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて、取締役に対する訴を提起した場合に、その訴及び訴の提起を請求した社員責任については、新法施行後も、なお従前の例による。

（取締役の職務執行停止の請求等）  
第九條 新法施行前に、旧法第三十二條において準用する旧商法第二百七十二條の規定によつて、取締役の職務の執行の停止又は職務代行者の選任の請求があつた場合に

つては、新法施行後も、なお同条の規定を準用する。

(一時取締役の職務を行うべき監査役)

第十条 新法施行前に一時取締役の職務を行うべき監査役を定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

(会社と取締役との間の訴について)

第十一条 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対して訴を提起した場合には、その訴については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十七條の規定を準用する。但し、新法によつて会社を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

(監査役のした訴の提起等)

第十二条 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提起又は請求をした場合には、その訴又は請求については、新法施行後も、なお従前の例による。

(監査役に対する訴及び訴の提起を請求した社員責任)

第十三条 附則第八條の規定は、新法施行前に、旧法第三十四條において準用する旧法第三十一條又は旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて、監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した社員責任について準用する。

(監査役のてん補責任の免除)

第十四条 新法第十六條第二項の規定は、旧法第十五條、第五十五條

若しくは第六十五條第一項の規定又は旧法第六十七條第四項において準用する旧法第六十五條第一項の規定によつて生じた監査役の義務を、新法施行後に免除する場合に準用する。

(監査役に関する準用規定)

第十五条 附則第七條及び第九條の規定は、監査役に準用する。

(総会の決議)

第十六条 新法施行後に総会の決議をする場合には、新法施行前に、招集の通知を発したときでも、その総会の決議については、新法を適用する。

(総会招集の通知)

第十七条 新法第四十條第一項各号に掲げる事項につき決議すべき総会に対して、新法施行前に、社員に対して招集の通知を発した場合に、その通知については、同条第二項の規定を適用しない。

(監査役による臨時総会の招集)

第十八条 新法施行前に、監査役が臨時総会を招集した場合には、その臨時総会については、新法施行後も、なお旧商法第二百三十五條第二項の規定を準用する。

(決議取消の訴)

第十九条 決議取消の訴について、新法施行の際旧法第四十一條において準用する旧商法第二百四十八條第一項に定める期間が経過してない場合には、その決議取消の訴の提起期間については、新商法第二百四十八條第一項の規定を準用する。

(準備金)

第二十条 旧法第四十六條第一項に

おいて準用する旧商法第二百八十八條第一項の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

2 会社は、新法施行後最初に到来する決算期までに、前項の利益準備金の一部を資本準備金とすることが出来る。

(附屬明細書)

第二十一条 新商法第二百九十三條ノ五の規定は、新法施行後最初に到来する決算期から準用する。

(総会招集の命令)

第二十二条 新法施行前に、旧法第四十五條第三項の規定によつて監査役に対して社員総会招集の命令があつた場合には、その総会の招集については、新法施行後も、なお従前の例による。

(清算人に関する準用規定)

第二十三条 附則第七條から第十一條まで及び第二十一條の規定は、清算人に準用する。

(外国会社の登記)

第二十四条 新法施行前に、外国会社が旧法第七十六條において準用する旧商法第四百七十九條の規定によつて、支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、新法第七十六條において準用する新商法第四百七十九條第二項に定める登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならぬ。

2 新法第七十六條において準用する新商法第四百七十九條第二項及び第三項に定める登記をすること

を要することとなつた外国会社は、前項の場合を除いて、新法施行の日から六月内にその登記をしなければならぬ。

3 第一項但書又は前項の規定に違反したときは、その会社の日本における代表者を三万円以下の過料に処する。

(外国会社の支店閉鎖命令)

第二十五条 附則第四條の規定は、旧法第七十六條において準用する旧商法第四百八十四條に定める事件及びその事件について請求を却下された者の責任について準用する。

(罰則)

第二十六条 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法施行後の行為について旧法第九章の規定を適用する場合に、その規定中、「五千元」とあるのは「三十万円」とし、「三千元」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

○野木政府委員 ただいま議題となりました有限会社法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

有限会社は、その形態において著しく株式会社に類似した会社でありまして、これを法律の形式の面から見まして、その規定中株式会社に関する商法の規定と内容において同一なものが少なくないのみならず、これらの商法の規定で有限会社に準用されているものがすくぶ多数に上つてゐるのであります。しかるに、御承知の通り、第七

一部を改正する法律は、多くの点において株式会社に關する規定を改正いたしましたので、この法律案は、有限会社の特質を顧慮しつつ、株式会社制度改正の趣旨にのつとり、ことに社員権の強化等の点において、有限会社法に必要な改正を加えようとするものであります。

次に主要な改正点を御説明申し上げます。

一、資本金の総額は、十万円を、出資一口の金額は千円を下ることができないこととしたこと。

一、持分の譲渡につき社員総会の決議を要しないものとし、社員でない者に対する持分の譲渡について、社員総会の指定する者に先買権制度を認めたこと。

一、社員総会が普通決議をする場合の定足数について規定を設けたこと。

一、二人以上の取締役の選任については、定款をもつて、累積投票によるべき旨を定めることができるものとしたこと。

一、取締役は、決算期ごとに、会社の業務及び財産に關する明細書を本店及び支店に備え置くことを要し、各社員は、何時でもその書類の閲覧、謄写をなし得ることとする。とともに、資本の十分の一以上に當る出資口数を有する社員は、会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写することが出来るものとしたこと。

但し、定款をもつて、各社員が会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写をすることが出来る旨を定めることが出来るものとし、この場合には、業務及び財産に關する明細書を備え置くことを要しないこととした

こと。

一、取締役は、決算期ごとに、会社の業務及び財産に關する明細書を本店及び支店に備え置くことを要し、各社員は、何時でもその書類の閲覧、謄写をなし得ることとする。とともに、資本の十分の一以上に當る出資口数を有する社員は、会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写することが出来るものとしたこと。

但し、定款をもつて、各社員が会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写をすることが出来る旨を定めることが出来るものとし、この場合には、業務及び財産に關する明細書を備え置くことを要しないこととした

こと。

一、取締役は、決算期ごとに、会社の業務及び財産に關する明細書を本店及び支店に備え置くことを要し、各社員は、何時でもその書類の閲覧、謄写をなし得ることとする。とともに、資本の十分の一以上に當る出資口数を有する社員は、会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写することが出来るものとしたこと。

但し、定款をもつて、各社員が会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写をすることが出来る旨を定めることが出来るものとし、この場合には、業務及び財産に關する明細書を備え置くことを要しないこととした

こと。

一、取締役は、決算期ごとに、会社の業務及び財産に關する明細書を本店及び支店に備え置くことを要し、各社員は、何時でもその書類の閲覧、謄写をなし得ることとする。とともに、資本の十分の一以上に當る出資口数を有する社員は、会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写することが出来るものとしたこと。

但し、定款をもつて、各社員が会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写をすることが出来る旨を定めることが出来るものとし、この場合には、業務及び財産に關する明細書を備え置くことを要しないこととした

こと。

一、取締役は、決算期ごとに、会社の業務及び財産に關する明細書を本店及び支店に備え置くことを要し、各社員は、何時でもその書類の閲覧、謄写をなし得ることとする。とともに、資本の十分の一以上に當る出資口数を有する社員は、会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写することが出来るものとしたこと。

但し、定款をもつて、各社員が会計の帳簿及び書類を閲覧し、または謄写をすることが出来る旨を定めることが出来るものとし、この場合には、業務及び財産に關する明細書を備え置くことを要しないこととした

取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令または定款違反の行為をし、これによって会社に回復すべからざる損害を生ずるおそれがある場合に、社員は、取締役に対し、その行為のさしとめを請求することができるものとしたこと。

、従来の少数社員請求による訴えの制度を廃止し、社員が会社のため、みずから取締役の責任を追及する訴えを提起することができるものとしたこと。

、合併營業譲渡等の場合において、これに反対する社員は、一定の手続に従い、会社に対して自己の持分の買取りを請求することができるものとしたこと。

、会社の業務の続行が不能または不適当で、やむを得ないときには、資本の十分の一以上に当る出資口数に有する社員は、会社の解散を裁判所に請求することができるものとしたこと。

取締役の責任を明確にしたこと、監査役の制度を改め、監査役は、もっぱら経理監査をすることとしたこと

でありまして、その大部分は、株式社に関する規定の改正になつたものであります。

以上がこの法律案の大要であります。

安部委員長　これにて提案理由の説  
明は終了しました。なお本案に対する質  
疑は追つて後日に行ふこととしたしま  
す。

この際本日特に参考人として御出席を願いました警視庁の田中警視總監及び古屋刑事部長に一言ごあいさつを申し上げます。今日は公務御多用中のごところ御出席を煩わしまして、恐縮に存じております。本委員会が実施いたした

ておりまする国政調査事件のうち、本日は先刻申し上げました通り、犯罪捜査及び人権擁護に関する件について調査を進めますので、本件につきまして、委員諸君よりいろいろ御質疑があ

それでは委員より質疑の通告があり  
ますから順次これを許します。なお委  
御説明願いたいと存じます。

参考人は所用のため二時半ごろまでしか御出席ができないとのことでございますからして、それをお含みの上御質疑をお願いいたします。では質疑を許します。猪俣浩二君。

○猪俣委員 築地の四人殺し山口常雄につきましましては、しろうとは大体あれが怪しいというふうに考えておつたにかかわらず、捜査当局だけはこれを白と断じまして、十数日間彼を有力な資料の提供者としてその捜査方針を立てた、彼の部屋につきましましては、これも

十数日間捜査検証もしなかつた、いよいよ彼を犯罪人としたその瞬間に自殺

さしてしまつた、かようなことは非常に異常なことだと存するのでありまするが、いかなる事情でさように相なつたか、その間の事情及びその責任について御説明願ひたいと思ひます。

○田中参考人　猪俣委員の御質問に對

と認めて、築地警察署に柱当優良なる刑事を配置いたしました捜査本部を設置いたしましたので、ただちに捜査に従事いたしましたのであります。その際に当局として、まず容疑をかけましたのは前日八宝亭に臨時に雇用せられましたいわゆる太田成子と称する女中の行

方でありまして、この女中が本事件の有力なるかぎを握つておるということとは、当然捜査本部として捜査方針の第一として捜査に着手をいたしたのであります。もとより捜査本部といたしまして

しても、同居人の山口常雄が移り家屋の二階におりまして、そうしてあれだけの惨殺せられたその当時の状況を、全然知らぬことではないということは、捜査本部といたしましても、一応容疑はかけておつたのであります。ただ捜

査本部の捜査方針といたしましては、まず女中の太田成子と称する女性をまず検挙いたしまして、この女性の口から山口を聞け出すと同時に、山口の傍証を固めねばならぬ、かような捜査方針のもとに捜査を続けて参つたであります。まず山口に対しましては、搜

査本部といたしましては、むしろ黒と  
いうことを彼に思わせますと、いろい

ろ証拠物件その他を隠滅するおそれが多分にごさいまするので、山口常雄に對しましては、むしろ捜査本部としては、擬装的に、黒という感覚を与えることを極力避けまして、もつぱら太田成子追跡の方に重点を置いておつたの

そこで山口の部屋の問題でござい  
ますが、これにつきましても相当精密な  
現場検証を行つたのであります  
が、ことに指紋の摘出、並びにその他  
の犯行を犯したと認められるような傍  
証の収集に当つたのでありまするが、  
當時といたしましては、まだ彼の二階

の部屋に血痕の付着しておいたことが  
発見できなかったものでありますが、そ  
ののち非常に努力いたしまして、ある  
刑事が畳の上に、ほとんど数時間めが  
ねをもつて血痕の発見に努力をいたし

ました結果、柱の下の方に豆粒大の血痕のあとらしいものが見出されたのであります。ただちに薬品をもつて血痕検出の方法によつてこれを検査いたしましたところが、これがAB型の血痕であるということが一つわかつたのであります。

は、今回の事件において殺された妻女の血痕の型と一致したのであります。かような点からさらに血痕の検出に努力をいたしました結果、疊の隅の方に一点、それから壁の方にさらに一、二点ごく小さな豆粒大の血痕らし

二階から下へおる階段の壁のところ

に、これもきかれて小さな血痕の痕出しに成功いたしましたのであります。それによりまして、山口がこの犯行に力なる、いわゆる犯人であるという断定をいたしまして、十日の夕刊に一応任意出頭形式で築地署に呼出しをいたし

しましては、山口に、山口自身が黒であるという感覚を持たせぬようなことにして、できるだけこれを遊々としておつたというような捜査方針をとつておつたのであります。猪俣委員から御質問がございました十数日間、部屋の中の血痕検出がでなかつたというこ

とは、秘どもといたししても若干これは遺憾の点でございしますが、ことほどさように血痕検出が非常に困難であつたくらいに、ごく微量の血液が出たのであります。その後さらに幸いに

いたしまして、太田成子こと本名西野つや子を十日の日に検挙いたしました。この西野つや子の自供によりますと、山口常雄が犯罪を犯したことが西野つや子の陳述によつて一應確実になつたのであります。それと同時に山

に呼びまして、その上で逮捕令状を執行いたしましたのであります、さよう御了承願いたいと思います。

○猪俣委員 私が質問いたしました第二の点、山口の自殺の模様及びそれに關する責任についての御答弁を願います。

○田中參考人　せつかくの犯人を逮捕

いたしなから、遂に留置場の中において犯人が自殺をいたしましたことにつきまして、私といたしましたのもまことに申し訳なく考えておるのであります。今回の事件におきまして、山口が、これは擬装かどうかわ存じませんが、

が、死にたいと言つておつたことは再三再四でないものでありまして、彼は何か他の者から、君がやつたんじゃないか、と、彼は、自分はここまで協力してゐると、彼は、自分はお前さんに皆さんがおるにかかわらず、そんなに皆さんが私を疑われるということとは、まことに残念である、自分は死んでしまいたいのだということに常に言つておつたのであります。かような關係からいたしまして、十日の午後九時四十分ごろ、逮捕令状を執行いたしました、ただちに本人の取調べにも當つたのであります、が、非常に本人が疲れておるから、明日一切をお話し申し上げたい、今日は疲れておるから、ぜひ今晩は寝かしてくれ、かようなことを言いますので、係官といたしまして、本人は大分疲れておりますし、若干酒も飲んでおつたようでありますので、正確なる陳述、正確なる自供を得るためには、なるべくそうした状態にないことを希望いたしましたので、そういう場を希望いたしましたので、そういう場合に、おきましては、警察といたしまして、当然容疑者の要求をいれまして、明日にこれを延ばすようにいたしましたのであります。その際に、普通容疑者を留置場に入れる場合におきましては、警察官等職務執行法の規定に基づきまして、容疑者の身体捜検をいたすのであります。これは主として、兇器等を持ち合せまして、房内で自殺をした、あるいはまたその他の行為をなす、おそれがある、ので、兇器の所持があるいは劇毒薬物の所持を十分に点検するために、身体並びに服装の検査をいたすのであります。山口につきましても、これは平素山口がそうした死にたいというやうなことを、ほんとう

かうそか知りませんが、そういうことを言つておつた関係もありますので、捜査当局並びに築地警察署といったしましては、細心の注意を払ひまして、まず衣服を全部とりまして、この衣服の縫い目あるいはそのほかの劇毒物等が隠匿されるおそれのあるようなところは一切これを検索いたしましたのであります。それでおな一応本人の承諾を得まして、さるまたのひものところまで全部これを手で繰りまして、何か薬品等が入つておりはせぬかということとで、さるまたまでとりまして検索をいたしましたのであります。それからなおさらに他にからだの各所に毒物が隠匿されておるのではないかということとで、懐中電燈をもちまして、鼻腔、わきの下、その他薬物等の隠されやすいような場所を詳細に点検いたしましたので、そして大体異状を認めませんので、一応またまとの衣服を着せまして、房に入れたのであります。

翌日の午前四時過ぎごろでありまするが、山口は絶えず看守係の巡査に時間を聞いておつたそうであります。築地警察署といたしましても、特に重要な犯罪の容疑者でありまするがゆえに、普通ならば看守三人で監視をいたすのであります。当日は特に制服の巡査二名を増員いたしましたして、一人の制服の巡査を第四房の前に常時坐らせまして、一挙一動を見守らしておつたのであります。午前四時ちよつと過ぎごろ、また時間を、何時でありますかという質問がありましたので、看守巡査から、今四時過ぎだということを言いましたところが、間もなく容疑者山口は毛布をがばつと自分の顔におおつたのであります。そこで看守巡査はそ

れといふので、すぐ錠をあげまして、山口の毛布をはぎとりまして、山口をゆり起しましたところが、両方の口より少量の血が流れておりまして、舌をかみ切つたような形跡がありましたので、ただちに同僚を招集いたしましたて、手ぬぐい等を口の中に詰めまして、さらにかみ切ることを防止いたしましたのであります。調査としましては、そんな、死ぬ必要はないのだと言つたときに、山口もうなずいておつたそうであります。ただちに警察医を呼びまして、その手当をしておるうちに、これは舌ではない、毒薬を飲んでおるに違ひないといふので、その手当をいたしておつたのであります。が、漸次脈も弱りまして、五時過ぎに休に息が絶えたのであります。

そこでその劇毒物の検案につきましては、普通の容疑者以上の精密、細心、周到な注意をもちまして、一応検案をいたしたのであります。もちろんこうしたことにつきましては、警察といたしましては異例に属することでありまして、本人の承諾の上でかかる徹底的な検案方法をとつたのであります。そしてなお監視につきましても、特別に警部を宿直といたしまして、その下に増員いたしまして、二名の警察官を一時間交代で監視の前で監視をさせたのであります。まず警察といたしましては、普通の常識的に考えられる以上の特別細心なる監視方法は講じておつたものと考えられるのであります。しかるに今回山口が自殺いたしましたのであります。しからばその劇薬はどこに所持しておつたか、どういふものであつたかといふことであります。が、死体解剖の結果、胃の中から○・

一四から一五グラム程度の青酸カリの容量が検出されたのでありまして、もちろん致死量をオーバーしたたのであります。しかしながら、私どもはしろうとでよくわかりませんけれども、○・一四程度の青酸カリと申しますと、大体米粒大くらいではないかと考えられるのでありまして、この米粒大かあるいは米粒二粒くらいの薬品を、しからばどういう方法で持つておつたかといふのであります。これもすでに本人が死んでおりますから、われわれとしてはただ想像でお話をするはかなかりうと考へておるのであります。が、あるいは本人がこの口のの上の方にこれを含めておつたのではないかと。当日逮捕令状が出ましてから、黙秘権を行使して全然沈黙を守つておつたという点、それから入るときに三言話したばかりは口をきかなかつたといふ点、そういう点で、上あごのどこにか奥の方に小さなセロファンに包んだものを含んでおつたのではないかと、これも一つの想像であります。いま一つは、はなはだこういうことを申し上げてどうかと思ひますが、小さいものでありますから、あるいは肛門の中にでも、そつと押し込んでおつたのではないかとということも、あとから考えられいかということも、あとから考えられるのであります。捜査中に、かれはいかにすにすわつておつたときに、少しからだをもじ／＼しておつたということも、あとから申す者もあるものであります。して、そういつたところから、これは一応想像であります。が、肛門の中にでも差込んでおつたのではないかと。これも一つの想像でありますから、断定的にそうだといふことは言えないのであります。こうした場合におきまして、普

通身体検査をするにおいて、身体並に被服の搜検をするのであります。が、かりに警察官が素裸にしまして、肛門の中まで検査するということは、警察官として行き過ぎであります。また大きな口をあけさせて、中までつつみんやるといふことも、これも私は身体搜検の方法としては行き過ぎであるのではないかと考えるのであります。しかしそうした中にかかりませず、築地警察署としては、相当警察官の職権として行き得る程度まで、こまかく徹底的な検査をいたした上で、しかもかような結果になったのであります。この点につきましては、私どもも、まだ十分に、今後もこれを参考にして研究いたさねばならぬと考えておるのであります。が、やはりこうした重要な犯罪容疑者の身体搜検につきましては、何か法律をもつて規定をいたしました。警察官等が十分に自信を持つて、身体搜検をするような法制が必要ではないかといふことも一応考えられるのであります。ただいま猪俣委員から、しかも責任の問題はどうなるかといふことであります。とにかく容疑者を殺した事実、これはもうはつきりした事実でありますので、さらにもつとき詰めまして、本件を取上げまして、詳細に調査いたしました上で、その責任の所在をはつきりとして、適当な措置をとりたい、かように考えておる次第であります。

○猪俣委員 真犯人は捜査当局が非常に御苦勞の上、発見されたのであります。われ／＼がそれをとやかく申すことも、はなはだお氣の毒には存ずるのでありますけれども、この築地の四人殺しの事件につきましては、一般世

○田中参看人 お答えいたします。第一回の検証は、犯行がありましたその日の二月の二十二日に鑑識課長以下関係者が全部出まして、階下の調理室並びに西野つや子の寝とまりしております。

聞いてみたら、ここにきめ手ができまして、初めて逮捕令状を發行し、山口常雄を逮捕したのであります。それからまた築地警察署と捜査本部において、捜査方針その他につきまして、何らか意見の対立があつたのではないかと、というようなお話でございますが、捜査本部を置かれたときには、一応捜査本部の意見というものが優先的に採用せられることになりました、その捜査本部の意見に従つて署長も当然捜査に従事するということになるのであります。もちろんその間に警察署の署長以下捜査主任等の意見というものも、常に捜査本部の捜査會議に反映をいたしまして、そうしてその會議において決定した方針に基いて、築地署並びに全警視庁及び関係警察署の方がこれに基いて捜査活動をいたすのであります、従いまして、捜査本部並びに警察署の間に何か意見の対立があつたというような事實は全然ございませんので、その点御了承願いたいと思ひます。

○猪俣委員　実は非常に御心勞をなさいます、遂に眞犯人まで突きとめたのであります、はなはだ私もとても警察の勞を多とするものであります、結果から見ますと、日本の警視庁の大捜査陣が山口常雄なところの青年にことごとく初めから終りまで翻弄されたという印象を与えたことは、ぬぐうことのできなない恥辱であると思ふ。もちろん異常な性格の犯人であるがゆえに私どもはその責任を云々するのはございませぬけれども、床屋やふろ屋で世人がうわさしておるのを聞きますと、自分たちだつて山口だと思ひ込んでおつたのに、警

そこで今山口が自殺いたしましたことにつきましたも、だん／＼お話を承ると、どうもこれを責任呼びわりますのも無理であるような氣もいたしますが、これに関連いたしましたて、警視庁あるいはその他の警察署の留置場というものに對しまして、われ／＼国会といたしましても考慮しなければならぬことが多々あるように考えられます。昨年でありますか、警視總監から留置場の問題につきました御説明を承つたことがあるのでありますが、一体警察の留置場なるものはいかなる法的根拠に基いて管理せられたものであるか承りたいと思います。

しております。もちろんこの留置場管理規則は刑事訴訟法及び警察官等職務執行法の根拠に基づきまして、総監訓令といったしまして、留置場管理の規則を

○猪俣委員　そうしますとこの留置場を監視いたします警官は、さような専門の者があるのではなくて、かわり番にそういう任務につく仕掛になり



じを私どもは受けるのであります。もしさようなことがありますならば、檢察庁や警察内部におけるスキヤンダルというものは、国会がこれを調査することができません。さような考えでやられると非常に困ると思うのであります。現に警視庁における第二捜査課は、事が政治問題にからむような問題は一切手をつけないでござい、われわれが一生懸命やつても、結局はならまされて左遷されてしまふというやうなことで、意気消沈しているというやうなことであります。これは巷間言ふことでありますから、必ずしも信用するわけではないのでありますけれども、人情上さういふことと考える。これは警視庁といつても、内部におけるさういふ不都合なことに對しては、決して良いものにふたするやうなことをせずに、かえつてこれを明らかにするやうに総監督自身が努力していただきたい。事が明らかになると、明らかにしたやうな人間をみなどこかへ動かす。さうして沈香もたかずへもひらず、だまつてやつてゐるやつだけがうまくやつてゐるやうなことになる。ましては、志気の沮喪その他の点につきましては、容易ならぬ結果を生ずると思ふ。これは一般の官庁の弊害だと私は思ふのであります。何でもボロを出さぬやうにやろうとする。そこでボロを出すやうな人間に對しては、極端にこれを痛む。しかしその結果その人間が一生うだつが上らぬといふことになりましては、官紀の振肅などはできないといふのであります。これは私の方でも、總監がさうな意味でやつたのじゃないといふことは一応了承いたしておきますけれども、將

来御注意なさつていただきたい。なお、お急ぎのやうでありますから、この問題はこれとして、最後に淀橋警察署の署長初め警察署をとり囲んでおりますところのボス退治は、警視庁実によく手をつけていたのだと私も感謝いたしております。実は昨年か一昨年、法務委員会におきまして、新宿の暴力団見るに忍びず、法務委員会が直接乗り出して徹底的に調査しようじゃないかといふ議案で出たのであります。今日警視庁がこれに對してメスを振られることに對して、われわれ快哉を叫ぶものであります。ただこの種事件はやもするやうやむやに終るおそれがあるものであります。これに對して田中總監はいかなる決意を持つてこれを肅正されるのであるか、承りたいと思ひます。

○田中參事人 お答えいたします。ただいまある特定の新聞に、淀橋ことに新宿の繁華街をめぐるいろ／＼な裏面的な記事が非常にセンセーショナルに書かれてゐるのであります。が、警視庁といつたしましては、さうしたことがあつてはならぬのであります。十分に方面本部長を指揮いたしまして、事實を調査いたしておるのであります。ただ今までも私も調べたところによりますと、非常に事実と相違した点が相当多いやうにも発見されるのであります。いやくも社会の木鐸として、輿論の最も有力な機関として、社会に事實を報道する方々におきましては、事實をあまり歪曲して報道されるということは、関係者はもちろんのこと、警察といつたしましても非常に迷惑をいたしておるのであります。警視

庁といつたしましては、ひとり新宿、淀橋のみならず、さうした盛り場等が各所にもございまして、十分に是非主義によりまして、悪い点はこれを十分に矯正いたします。さうでない点は、事實に違つた点を報道しないきまして、発表していただく、関係者が非常に迷惑をこうむるのではないかと、警視庁として、是非主義でこれを監察して行きたいと考えております。

○猪俣委員 今でも各警察署に、何々警察署後援会だとか、あるいは防犯協会だとかいふものが存在しておりますか。

○田中參事人 お答えいたします。警察後援会につきましては、昨年の十一月に従来の警察後援会を一応解散するといふことに方針をきまして、関係方面に通達をいたしたのであります。従来警察後援会はいろ／＼財的に警察署に援助をしておつたのであります。が、警察の費用といふものは当然公費をもつて支弁するのが建前であると考えておりますので、爾今警察後援会から財的の援助を受けることをやめたといふ考えで、一応解散をすることの方針をきめたのであります。ただ財産を持つておつたり、手続の関係で、まだ警察後援会として形そのものが残つておるところも若干あると考えております。が、むしろ、これらは形をかえまして、警察に對するアドヴァイスの機関として、警察に對していろ／＼意見を述べたり、あるいは警察の方針について批判をする、いわゆる民間の方々の批判機関としてこれを存置するといふやうに、將來方針をかえて行くつもりであります。

○安部委員長 田中參事人は二時半といふ約束でありまして、すでに二時半を過ぎましたから、一応この際本件はこの程度にとどめたいと思ふのであります。が、御了承願ひます。

參事人各位におかれましては、職務御繁忙のところ、長時間にわたつて御出席の上、詳細にわたる御説明並びに有益なる御意見をお聞かせくださいます。本委員会の本件調査の上にも多大の参考となりましたことにつきまして、委員長といたしまして厚く御礼を申し上げます。たいへん御苦勞様でありました。これをもつてお引取りを願ひます。ありがとうございしました。

○加藤(充)委員 この委員会の運営の問題なのですが、役人どもが出張して来れば、これは公務多忙の折から御苦勞であるに違ひないのですが、やはり国会は国家の最高の意思機関なのでありますからして、その委員会が必要であつて、調査並びに人権擁護の問題、あるいは裏からいへば麻酔の問題について、いろ／＼な国政調査をやるといふ真剣な方針と態度で、さういふ期日を取上げました以上は、やはり期日のきめ方、時間のとり方などにつきまして、真剣にひとつ委員会が中心になつて、そして各人、各委員の発言したいところのもの、国会がどうしても全体としてはつきりさせたいといふものを、十分に質疑応答できるようになつて、いかにけんに向うの都合で、向うの時間縛られて、委員会の発言が非常にはんげになり、拘束されるということになりますと、国会の国家の最高

意思機関としての権威といふものを、私はみづからさういふことになると思ひます。役人に對して、わざ／＼御足労だの何だのといふ感謝のごあいさつは、委員長として儀礼的なこととしてけつこうなのであります。が、役人どもが出て来て、私は二時半に帰るといふことでは、委員会としては時間が不十分だとすれば、もつとゆつくり出張できる日にちをきめるか、あるいは今後ここへ来て発言するのにも公務でありますから、さういふやうな一般公務を差繰つてもここへ出て来るという強い要請をもつて委員会に喚問しなかつたら、これはおなじやうになつてしまふと思ふ。私はさういふ田中總監に對してこの前は大橋法務總裁に質問をしておりましたところが、三時までといふことで質問の途中で大橋さんがいなくなつてしまつた。その問題があるから、警視總監がきようは出てゐるから、ぜひやらせてもらいたいといふことで、事前に発言を通告しておきました。しかし二時半といふことであつたから、私はその間に大橋さんも来まして、大橋さんに肩がわりしていいからといふことで、その旨を事務の人たちにもよく話しておいたのであります。さうしたら田中警視總監は、二時半過ぎて七、八分までは時間の余裕をつけたが、いなくなつた。どうしても私は今度大橋さんにしなければならぬと思つたら、大橋さんといふの間に消えるがごとく消えさるがごとく、その数十分前に席をはずしてしまつた。さういふことはまづた大臣や行政官更には国会を侮辱し、国会議員を侮辱したことになるので、これは重大な人権蹂躪ではないかと私は思ひますから、

